様式第10号（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

　次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

　　　　　令和 ５ 年　　月　　日

令和５年４月２３日執行

（五霞町議会議員・五霞町長）選挙

候補者

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 契約区分  （右の該当する番号に○を付してください。） | | 1　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約 | | | 2　選挙運動用自動車借入契約 | |
| 運送契約事業者又は  借入契約事業者 | 住所 | | |  | | |
| 氏名又は名称 | | |  | | |
| 法人の代表者の氏名 | | |  | | |
| 車種及び自動車登録番号 | | | 車両の使用年月日 | | | 運送金額 |
|  | | |  | | | 円 |
|  | | |  | | | 円 |
|  | | |  | | | 円 |

　　備考

　　　１　この証明書は，使用の実績に基づいて運送契約事業者又は借入契約事業者（以下「運送事業者等」と総称する。）ごとに作成し，候補者から運送事業者等に提出してください。

　　　２　運送事業者等が五霞町に支払を請求するときは，この証明書を請求書（様式第15号）に添付してください。

　　　３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には，運送事業者等は，五霞町に支払を請求することはできません。

　　　４　公費負担の限度額は，選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

　　　　(1)　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　6万4,500円

　　　　(2)　選挙運動用自動車借入契約の場合　1万6,100円

　　　５　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約と選挙運動用自動車借入契約とのいずれもが締結された場合には，公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られているので，その指定をした一の契約のみについて記載してください。

　　　６　同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又は選挙運動用自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には，公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られているので，その指定をした1台のみについて記載してください。

　　　７　5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については，五霞町に支払を請求することはできません。